

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日		
条例の題名	三重県難病医療審議会条例	公 布 日	平成11年12月24日		
条 例 番 号	平成11年三重県条例第47号	直 近 改 正 日	なし		
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電 話 番 号	059-224-2334		
条例の概要	治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病に係る医療の給付等の適正化を図るため、医療の給付に関する審査及び知事が必要と認める事項の調査審議を行うため設置する。(特定疾患、小児慢性特定疾患、肝炎の3部会に分かれる。)		条例の 類型	その他	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	専門知識を必要とする特殊な疾患に係る医療費給付の否適等の審議を行う機関であり、設置は不可欠である。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	特殊な疾患に係る治療研究及び疾患の蔓延防止のため行う事務であり、今後も行政関与は必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	国実施要綱が設置根拠となるが、専門知識を要する特殊な疾患に係る医療費給付の否適等の審議を行うものであり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例において定める事が妥当である。		
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例に定めるものであり抵触はない。		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	医療費給付の否適等の審議において、専門家の意見を聴取することは不可欠である。		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	国実施要綱が設置根拠となるが、専門知識を要する特殊な疾患に係る医療費給付の否適等の審議を行うものであり、事務において設置は不可欠である。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例において定める事が妥当であり現行どおり条例を継続する。		無	無